

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項 月報(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 新聞報道, 南方連絡事務所, 月報, ジョンソン駐日大使, 施設権返還決議, 国連憲章, 核兵器基地, 平和条約第3条 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508

才之号（41年12月分）

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付	別添の写付紙		
属	在信に添付		

発送日 昭和42年1月31日
 発信タイプ 特急

文書課長 (横久) 公 信 案 (分類)

公 信 第 米北 第 111 号 公 信 昭 和 42 年 1 月 30 日 日
 日付 昭 和 42 年 1 月 30 日
 起案 昭 和 41 年 1 月 19 日

大 臣
 政 務 次 官
 事 務 次 官
 外 務 審 議 官
 官 房 長

主 管 北米局長
 参 事 官
 北米課長

主 任 横田 電話番号 671

受 信 者 在米 武内 大使 発 信 者 三木 大臣

写 送 付 先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄関係重要事項月報の送付

GA-2 30 外務省 34 回覧番号 197

米北 111 号
 昭和42年1月30日

在米大使殿

外務大臣

沖縄関係重要事項月報(第2回)の送付について
 下記事項に関する本件月報第2回分(昭和41年12月1日～
 31日)別添のとおり送付する。

記

- 1 対沖縄援助問題と日米協議委員会の開催
- 2 立法院の動き
- 3 教育権分離返還問題
- 4 移送裁判

5 重罪規定の廃止

6 講和前損失補償問題

7 その他

付属添付

沖縄問題重要事項月報第2号

(昭和41年12月1日 - 12月31日)

1 対沖縄援助問題と日米協議委員会の開催

大蔵省は去る11月18日の関係国際協議会の了解に基づき昭和

42年度対沖縄援助費総額103億円については承認しているが、
「わが国は沖縄の全体の財政計画、経済運営を正しく掌握している現状で米国から
~~沖縄の財政援助を削減すべきである~~
財政負担の増大を招くことは長遠義がある。」

~~援助を削減すべきである~~との福田前大蔵大臣の考え方を反映

し、恒久的義務費となる新規事業には強い難色を示している

と云う。14日には、総額については米提案と変わらないが、内

容の各項目についてはかなり大巾の削除と追加を行なう

案一次内示案を示した。そのうち、社会保障の一環として新たに

打ち出した老令年金、医療年金、公務員退職年金をはじめ

司法ビル建設費、先島へのUHF電話回線の設置など新

規事業は軒並み留保されている。

これに対し、時連局は、このような大巾な修正は今年度は不可能

たので、米提案の大筋を認め、ほい旨の内容を盛り、"昭和42年度沖縄援助費の大蔵省内容に対する基本的見解"をまとめ、21日大蔵省に説明し、第1次復活折衝案を示した。

次いで、23日大蔵省は口会解散に伴い、第2次査定を1ヶ月延期する旨、総理府に通告した。口会解散に伴い、本土政府の明年度一般会計予算の口会通過が5月末になり、4.5月には暫定予算になる見込みが強い。その場合、総理府は、沖縄援助費総額が103億円とこれまでにない大きな額になったため、緊急性のあるもの、例之は、技術援助、教科書給付や教育給付などの教育関係費、先島テレビ局設置など一部の事業費を分割して暫定予算に組み入れることを考えていると云われている。

なお、これに関連し、琉球政府は、本土援助は2月までに確定するとの前提で、予算編成の日程を組んでいるところ、総額40%を占める日米援助の確定が遅れれば、かなり影響があると憂慮されている。

このように経費算のため、次期日米協議委員会の開催は要請され、日下は3月上旬になるのではないかと観測されている。

なお、5億4千万円の沖縄台風災害復旧費のうち、住宅建設費3億6千万円が補正予算に組み入れられ、12月20日の臨時口会において成立した。

2 立法院の動き

第32回臨時議会は、12月5日～19日まで開かれた。これは、裁判移送、軍用地接收、米軍人軍属の犯罪、台風災害などに対処するため、野党各派の要請により、招集されたものである。この間注目すべき点としては、左野党共同発議の"アメリカ合衆国軍隊に雇用されている労働者は、布令116号により、労働基本権が、いちしく制約されており、当布令は廃止すべきである"とする「布令116号の廃止に関する要請決議」を全会一致で議決したこと、野党各派が発議した、松岡主席の退陣を要求する「自治権拡大と

責任政治の確立に関する決議案及び「裁判移送」に関する抗議案（高等弁務官案）は、民主党多数で否決されたこと、民主党が修正案として出した「琉球上訴裁判所」に係属中の琉球政府と住民間の訴訟につき最終判決を目前にして米民政府裁判所に移送したことは、結果の如何にかかわらず、誠は遺憾であり、この際、大統領行政命令では、施政の基本を規定した布告、布令を根本的に検討して住民の自治権を明確にし、より責任ある琉球政府の確立に努力すべきであるとする「民裁判権」に関する案決議案を民主党の多数で決議した事などである。

尚、本議会で、具志川村昆布の新規土地採収問題を以て、CID発砲事件、軍演習など総合的軍関係問題を審議するため、「軍関係特別委員会」が設置された。

3 教育権分離返還問題

教育権分離返還問題は、先月に引き続き沖縄問題中の重要問題

として関係各方面の注目をあつた。~~12月~~

~~12月~~ 森前総務長官の後任となつた 塚原新総務長官は、本行に於いて12月9日の記者会見で「森構想は熱意を以て踏襲するが、独走することなく、住民の希望や外交当局の意見を斟酌して進めたい」と述べた。

また、佐藤総理は上京中の松岡主席との会見の席上で、本問題について「法的にも問題あり、今後とも慎重に検討を加えつつ対処したい」と述べたと報いられた。

これは先立ち、11月29日に開かれた 自民党沖縄問題特別委員会の席上、一部出席委員から「分離返還は、教育権については限らなく積極的に推進すべきだ」という意見が出された。同委員会としてこれを基本の方針として確認した。この方針確認の背景として報せられるところによれば、1) 外交交渉上、交渉するときに初めてから限定された案を以て交渉すると、これが成功した場合は、別の方法が見いだせなくなること、2) 沖縄住民から、教育権については限定して返還を進めようとする政府の働きに対しては、現状

固定化を図り、全面返還をかえり遠くかせる条件、手段とされるのでは

ないかという批判のあること、3) 米政府は、日本側が考えている

教育権返還については交渉にのる気配をみせていないと3から、

ここの大きな壁に立ち向うためには教育権返還という小さな

オ) では不十分であること等の現状認識があるといえる。

これと方向を同じにするものとして、その後 12月10日の自民沖委

で各委員の意見が出されたが、その主なものは、1) 教育権返還

を推進するためにも、当委員会が先に出した中間報告の線に沿って

社会保障、産業、戸籍などの機能別分離返還も中広く検討す

べきこと、2) そのために明年初め、政府が誘う着き次ぎ、沖

委を中心として第2次の定例研究会を設けて検討を開始すべ

きこと、3) 機能別分離返還を実現する目標の時期は日米安全

保障条約改定期の1970年に置き、これをじつりと取りあう角

度から検討すべきこと等が、以上と報せられた。

他方、14日開かれた沖縄問題懇談会では、教育権分離

返還に関し、大津座長(前早大総長)、森戸辰男(日本育英会会長)、

朝海浩一郎(外務省顧問)、横田喜三郎(前最高裁判長)、

林修三(前内閣法制局長官)の5氏で報告書作成小委員会を

つくり、これまでの論議を煮詰め、明年3月までに報告書をつ

くめることになった。

4 移送裁判

友利、サマツ両事件の米政府民事裁判所による判決公判は、

2日同裁判所法廷でシムズ裁判所係りで開かれた。

同裁判長は、友利事件については、沖縄の裁判所に米布令を

審査する権限があることを認めるとした。

~~友利事件は、米政府民事裁判所による判決公判は、~~友利氏に

分府官布令 68号才22条(重罪、破れん取罪に処せられた

者は被選挙権を失うことと規定している。)を適用することは正しく、

同氏は「1965年立法院議員選挙において当選者となさるべき

だ」という琉球政府中央巡回裁判所と同じ判決を下し、また、サマ
 事件については、上告側の琉球政府の勝訴を認め、サマ事件
 の判決理由は書類作成が同一に合わないとして、12月7日に至り
 はじめて明らかになったが、それはよければ「改正3号（物品税法の課
 税品目にサマを追加する規定）が出される前に出した布令17号
 （物品税法）において、改正された物品税布令。適当な解釈
 としては、琉球に輸入される生鮮魚介類には物品税を課す
 ことが意図されており、13頁の表示は例記であり制限列举では
 ない」とし、被告側の訴状に示されたサマに対する課税は
 適当であり有効としている。

この判決は、あかたの予想を裏切って、琉球政府裁判所に
 布令審査権を認めるとは意義があり、これはよって ~~布令~~
^{とて} ~~布令~~ ^{の審査の範囲を拡大}
 令布令の乱発にブレーキをかけることになり、裁判物送
 が認められているから、これは限界があることは当然であり、
 今後もサマ、友判類^々の事件が起るとは予想されること

秀三氏が本土、沖縄比に一般的なものといえる。

なお、本事件の経緯は次のとおりである。

友判事件 ... 40年11月の琉球立法院議員選挙のさい、官古島
 の29選挙区から立候補した社会大衆党友判隆彪は最高
 点をとりながら中央選管委によって失格とされた。翌年5月の選
 挙自由妨害で50ドルの罰金刑を受けたが、米布令68号22条
 の「重罪」にあたるというのでその理由がある。同条項には「重
 罪または破れし取罪を犯した者は高等弁務官の時叙がない
 かぎり被選挙権を有しない」とされている。これを不服として友
 判氏は繰上げ当選した相手方の砂川旨誠議員（民権党）
 の当選無効を訴えたが、^{41年}2月の中央巡回裁判は「被選
 挙権はく奪の規定は、基本的人権を尊重した大統領令行
 政命令違反」として砂川議員に対して当選無効の判決を
 下した。これに対して、被告側の琉球政府は上訴裁判に上
 告した。これが「法令審査権」の問題となった。

サンマ事件 …… 39年那覇市の鮮魚輸入業者が、物品税法
 (米民政府布令17号)の課税品目のなかにサンマが明記さ
 れていないのに課税されたと訴え、中央巡回裁、上訴裁
 ともこの主張を認め、4万64ドル余の税金が返還さ
 れた。その後、米民政府は改正布令3号を出し、課税品
 目にサンマを付け加えるとともに、これを過去にさかのぼって
 適用するとした。これに対し、40年2月、今度は別の業
 者、琉球漁業会社、が「第2のサンマ事件」として、
 税金2万4千ドル余の返還と改正布令3号の無効
 を訴えた。中央巡回裁は「法律が過去にさかのぼらな
 い原則」に加え、沖縄の裁判所は米布令を審査す
 るとして、改正布令の無効を判決した。

5 重罪規定の廃止

アが— 高等弁務官は 12月7日、布令第68号の改正第11号を

公布し、同布令第22条後段で規定している立法院議員の初選挙
 権の欠格条項である「重罪」と「破産人取罪」の規定を廃止
 した。
 今日廃止された22条後段の規定は過去の罪状が消滅しても
 高等弁務官の特赦がなにかぎり無期限に被選挙権を回復
 されるというもので、人道上且つ、基本的人権の尊重という点から
 全面的に廃止すべきであるとして、従来から、行政府をほいめ
 立法院では同条項の撤廃を要請する決議まで行なっ
 ていた。ただし、今回廃止された当該部分の条項は、1957年
 11月、当時那覇市長だった瀬長亀次郎氏(現人民党総裁)
 を追放する意図で、第22条に付け加えられたものと云わ
 れており、これまで、沖縄現地側の累次の要請にもかかわらず
 らず、米民政府はこれにたいへんかたじけなく経緯がある。また、こ
 の条項があるために、過去の選挙で、例えは選挙法違反に
 より罰金刑を受けた立候補者が、この欠格条項に触れ

中央選管の失格宣言を受け、席票寸前になって被選挙権を
はく奪され、25年11月の選挙でも、友利氏をほいぬ議長
亀沢良平氏等四氏が失格となり、友利事件が起る原因ともな
った。

今回の改正の時期については、この条項から22年以來友利
事件まで、琉球住民の間に政治的紛争のひんぎを招く
ため、民政府は以前からその禁止を検討していた
と云われるが、今回民政府裁判所の友利事件判決を機に
禁止に踏み切ったものとみられている。

6 講和前損失補償問題

講和発効前の損失補償の支払い問題については、さる10月
に米議会で、2104万ドルの支払い法案が可決され、いつにても
支払いができる態勢にはなっている。具体的な支払い
方法をめぐって受益者団体の講和前補償獲得期成会と

米工兵隊(D.E.)の間に意見が対立し、支払い開始のメドが立たな
くなられた。

対立している問題点については、期成会会長である桑江民主党
幹事長は次のように語っている。即ち、12月15日に開催された
講和前損失補償金支払い対策委員会の席上、D.E.側りから
キャウレイ弁務官当時の米琉審議会での受給案件を白紙に
戻すような提案があった。その提案とは 1) 個々の補償額
について D.E. から再調査し、査定する、2) 支払いに要する
事務経費は琉球政府が負担する、3) 日本政府からの見舞
金10億円は損失補償金から差し引く、4) 地料算定の
基準については修正をする ということと内容とするものである。

仮に、この D.E. 側の主張をそのまま受け入れるとすると、本土
政府からの見舞金約300万ドル、物件補償から約250
万ドル、土地補償費から約400万ドル、計1,000万ドル
前後の減額が見込まれる。よって、前記委員会において、

期成会
 日側は次のような反案提案をし、話し合いのつかないまま、同委員
 会は閉会となった。

1) 個々の補償を D.E. が再調査し、査定することは、14~5年
 以前のことと再調査することとなり、事実上非常に困難であり、
 結論がでるまで長期間受給者全員が待たされ、いたがら
 に支払の業務が遅延するだけである。

2) 事務費 72,000 トルは立法院で全額削除されてい
 るので、直ちに充てられない。

3) 日本政府からの見舞金 10億円を差し引くことは、日本
 政府に返還するという意味なら承服するが、そうでな
 ければ承服できない。

4) 算定基準を修正することは米琉合同審査会で採択した
 額を前年と同じに割り、納付できる。

7 その他

1) 沖縄産糖の買入れ

昨
 年度より、日本政府は沖縄産糖については、沖縄における直銷
 相当分を除き、1本価格により全量買上げを実施している。
 と3で、本年産の買上げにあたり、先年の1本価格を廃し、複数
 価格を採用するよう沖縄側の要求があった。これは、1) 250
 トンから 2,000 トンまでの広い工場群の平均的なコストを
 もと標準的な製造費用とし、これを合理化の指標として離
 島小工場にもそのまま適用することは構造上無理である、2) 離
 島小工場と本島の大型工場を企業合併しても合理化のメリットは
 あまり期待できない 等がその主な理由であった。

しかし、この点について食糧庁は、複数価格は北海道や奄
 美が要望があったが、合理化を進めるため採用しなかった
 とし、沖縄にも認めるわけにはいかないと主張し、結局複数
 価格制は採用されなかった。

このやりとりのため 10月半を費やし、12月に入り価格折衝を
 行なうことになった。しかし、価格の点についても沖縄側は当初

キロ当たり82円におよぶ要請には、大蔵・農林両省は奄美や北海道のビート米糖と昨年の10銭下付にしているのに、沖縄産糖のみ昨年を上回ることはできなと主張し、結局大蔵・農林・総理府の三者協議の結果、沖縄の特殊事情を考慮し、キロ当たり78円50銭の昨年並みの価格を維持し、ほかに、臨時に沖縄糖業振興助成費として3億円（キロ当たり1円50銭 x 20万キロ）を42年度沖縄援助費103億9千万円の中に含め、援助方式で出すこととして解決を見た。

(2) 軍用地接収

貝志川村長布での米軍による土地収用問題は、12月7日に60日間の自由契約期限切れとなり、向う60日間にDE（米軍沖縄地区工兵隊）が土地収用宣告書^{を發出}（^{いつかの米側は}強制収用^{されること}）^{の経路}とされた。これに対し、地元住民は、なお強く反対する態度をとっている。これに際し、27日開かれた琉米合同土地諮問委員で米側委員は接収の変更はできなと述べた。

~~10/ 貝志川村長布での米軍による土地収用問題は、12月7日に60日間の自由契約期限切れとなり、向う60日間にDE（米軍沖縄地区工兵隊）が土地収用宣告書（を發出）（いつかの米側は強制収用されること）の経路とされた。これに対し、地元住民は、なお強く反対する態度をとっている。これに際し、27日開かれた琉米合同土地諮問委員で米側委員は接収の変更はできなと述べた。~~

(3) 主席公選

12月29日アナー高等弁務官は琉球立法院の予備である民主党の議員全員と会い、議員側の琉球政府主席を公選にしてほしいという熱望に対し、「この問題は大統領令行政命令に依るのか、ワシントンで検討するのが建前だが、沖縄の各野党とも深い関心をもっていることがわかったので、私自身としては十分考慮に入れ検討中だ」と答えた。同弁務官がこの問題について自ら「検討中だ」との意思表示にのみはじめて、沖縄政界は一步前進したと大きな期待がかけられていると報道された。

(4) 布令の改廃

2年前の布令布告は45件であったが、現在は89件に

減少している。さらには12月23日高等弁務官により、適当な
 民法法ができた場合、内容の一部又は全部を廃止しうるものと
 して米政府法令のうち軍政府特別布告23号(政令に付いて)
 米政府布告8号(土地所有権)、同布告13号(琉球政府
 の設立)をはじめとする29件が提示された。これについて
 行政府は検討を怠らぬ。この場合単に米例提示法
 令のみでなく、他にも改廃することかできるものがあるかというか
 について積極的に検討する予定であると報道されている。

~~(5) 遭難漁船員に銃撃~~
~~24日夜 鹿野島に日本海軍艦が半島の島に遭難した~~
~~24日夜 鹿野島に日本海軍艦が半島の島に遭難した~~
~~遭難した日本海軍艦が半島の島に遭難した~~
~~遭難した日本海軍艦が半島の島に遭難した~~

(5) 遭難漁船員に銃撃

鹿野島県名瀬中。漁船「第三拓洋丸」(35トン、乗組員
 10名)は去る12月24日から消息を断っていたが、29日朝巡視艇
 「あまみ」がこれら漁船員を島島で発見、直ちに津島駐留米
 空軍に連絡し、米軍ヘリコプターにより救助された。

救助された乗組員の話では、24日夜半島島沖で
 船が座礁したので、翌朝島島に避難したが、米軍機
 が飛んできたので、シツなどを振って救いを求めたところ、
 飛行機は機銃を掃射したり爆弾を投じ、29日まで
 100回位、そういふことが繰り返されたそうである。

(以上 12月30日付各紙)。

30日午前、総理府が南連事務所から電話報告を
 受けたところによれば、1) 第三拓洋丸が遭難し、海上保安庁
 から米軍に救援要請し、29日午前10時から、米軍は
 爆撃演習を取り止めている、2) それ以前は米軍は全く

遭難漁船のあったことを知らず、LTCが、不可抗力である、

3) 漁船員の傷は ~~いすれも軽かった~~ ことなどが判明
直接爆撃等によるものではない

LTC
なお、12月31日 漁船員は巡視艇により名瀬良に帰港、

直ちに病院において診断を受けた結果、船長1人を残し、

他の者は即日帰宅した。